

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

○高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

(平成9年6月30日規則第88号)

改正 平成10年3月13日規則第13号平成10年4月17日規則第70号平成12年3月28日規則第77号
平成13年9月18日規則第141号平成13年12月25日規則第177号平成13年12月25日規則第179号
号 号 号
平成14年2月1日規則第4号平成14年6月14日規則第61号平成14年7月19日規則第73号
平成14年9月27日規則第91号平成15年1月17日規則第1号平成15年3月7日規則第10号
平成15年4月1日規則第43号平成15年6月13日規則第83号平成16年1月16日規則第3号
平成16年7月6日規則第84号平成16年8月10日規則第91号平成16年9月7日規則第94号
平成16年10月1日規則第100号平成17年10月21日規則第145号
号 平成17年3月18日規則第35号 号
平成17年11月11日規則第155号平成18年9月26日規則第110号
号 平成18年3月17日規則第24号 号
平成18年11月17日規則第125号平成19年12月28日規則第148号
号 平成19年8月21日規則第91号 号
平成21年3月6日規則第5号平成23年8月23日規則第51号平成24年3月30日規則第35号
平成26年3月7日規則第5号平成26年10月21日規則第106号
号 平成27年5月15日規則第44号

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年高知県条例第3号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(知事が定める事業)

第2条の2 条例第2条第3号の知事が別に定める事業は、住宅市街地整備総合支援事業制度要綱(平成10年4月8日付け建設省住市発第13号建設事務次官通知)第2第1号に定める住宅市街地整備総合支援事業とする。

追加〔平成13年規則179号〕、一部改正〔平成23年規則51号〕

(県営住宅の名称等)

第3条 県営住宅の名称及び位置は、別表第1に定めるとおりとする。

一部改正〔平成23年規則51号〕

(障害の程度)

第3条の2 条例第6条第1号ア(ア) a 及び第9条第3項第8号アの規則で定める障害者の障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
- (2) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の1級又は2級に該当する程度
- (3) 知的障害 前号に規定する精神障害に係る障害の程度に相当する程度

一部改正〔平成26年規則106号〕

2 条例第6条第1号ア(ア) b 及び第9条第3項第8号イの規則で定める戦傷病者の障害の程度は、恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症のいずれかに該当する程度とする。

追加〔平成24年規則35号〕、一部改正〔平成26年規則106号〕

(入居者の資格の特例)

第4条 知事が特に必要があると認めて特定の目的の用に供する県営住宅の入居者の資格は、条例第6条の規定によるほか、知事が別に定めるものとする。

一部改正〔平成23年規則51号〕

(入居の申込み及び決定通知の手続)

第5条 条例第8条第1項の入居の申込み(次項において「入居の申込み」という。)をしようとする者は、別記第1号様式による県営住宅入居申込書を知事に提出しなければならない。

2 1回の公募において、一の世帯は、複数の入居の申込みをすることはできない。

3 条例第8条第2項の規定による通知は、別記第2号様式による県営住宅入居決定通知書によりするものとする。

一部改正〔平成24年規則35号〕

(入居補欠者の入居の決定通知の手続)

第6条 条例第11条第2項の規定による入居の決定をした場合の通知については、前条第3項の規定を準用する。

一部改正〔平成24年規則35号〕

(入居の手続等)

第7条 条例第12条第1項第1号の誓約書は、別記第3号様式によるものとする。

一部改正〔平成23年規則51号〕

2 条例第 12 条第 1 項第 1 号の連帯保証人(次項において「連帯保証人」という。)は、独立の生計を営む者でなければならない。

3 連帯保証人が死亡し、又は知事から不適當であると認められたときは、県営住宅の入居者は、直ちに新たな連帯保証人を定め、別記第 4 号様式による連帯保証人変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成 23 年規則 51 号〕

4 条例第 12 条第 4 項の規定に基づく入居の決定の取消しは、別記第 5 号様式による入居決定取消し通知書によりするものとする。

5 条例第 12 条第 5 項の規定による通知は、別記第 6 号様式による入居指定日通知書によりするものとする。

6 条例第 12 条第 6 項の規定により入居した者は、当該入居した日から 10 日以内に別記第 7 号様式による入居届出書を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成 23 年規則 51 号・24 年 35 号〕

(家賃)

第 8 条 条例第 13 条第 1 項の規定による毎月の家賃の額の算出は、毎年度 10 月 1 日にその年度の翌年度分についてするものとする。

2 条例第 13 条第 2 項の規則で定める数値は、別表第 2 に定めるとおりとする。

一部改正〔平成 23 年規則 51 号〕

3 条例第 13 条第 4 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規則で定める家賃限度額は、別表第 2 の 2 に定めるとおりとする。

一部改正〔平成 23 年規則 51 号〕

一部改正〔平成 13 年規則 179 号・23 年 51 号〕

(収入の申告等の手続)

第 9 条 条例第 14 条第 1 項の収入の申告は、毎年度 9 月 30 日までに別記第 8 号様式による収入申告書によりしなければならない。

2 条例第 14 条第 2 項の規定により認定した収入及び当該収入に基づき算出した毎月の家賃の額の通知(次項において「収入の認定等の通知」という。)は、別記第 9 号様式による家賃通知書によりするものとする。

3 条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、同条第 2 項の規定による認定に対し、知事に意見を述べようとする者は、収入の認定等の通知のあつた日から 30 日以内に別記第 10 号様式による収入認定額に対する意見申立書(次項において「意見申立書」という。)を知事に提出しなければならない。

4 知事は、意見申立書が提出された場合において、当該認定を更正するときは別記第 11 号様式による家賃更正通知書により、更正しないときはその旨を当該意見申立書を提出した者に通知するものとする。

一部改正〔平成 24 年規則 35 号〕

(家賃等の納付期限の特例)

第10条 条例第16条第2項の規定による家賃、条例第20条第2項において準用する条例第16条第2項の規定による費用及び条例第63条において読み替えて準用する条例第16条第2項の規定による共同施設駐車場の使用料の納付の期限については、その期限となる日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日又は1月2日若しくは同月3日(以下この条において「日曜日等」という。)に当たるときは、その日後の直近の日曜日等以外の日をもって当該期限とみなす。

一部改正〔平成12年規則77号・23年51号・26年106号〕

(費用の額等)

第10条の2 条例第20条第3項の規則で定める費用の額は、毎年度2月末日までに、当該県営住宅の前年度における同条第1項第3号に掲げる費用の額の実費総額を当年度の1月1日現在の入居世帯数で除して得た額を標準として知事が翌年度分の月額を定めるものとし、当該額に1世帯当たり月額300円を加算した額を翌年度に徴収する費用の月額として通知するものとする。

- 2 前項の規定により額を定めて徴収した費用については、条例第20条第1項第3号に掲げる費用の額の実費に基づく精算はしないものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、条例第20条第3項の費用の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

追加〔平成26年規則106号〕

(不使用の届出手続)

第11条 条例第23条の規定による不使用の届出は、当該県営住宅を使用しなくなる日の5日前までに別記第12号様式による県営住宅不使用届出書によりしなければならない。

一部改正〔平成24年規則35号〕

(目的外使用の承認の申請等)

第12条 条例第25条ただし書の県営住宅を住宅以外の用途に併用することの承認(以下この条において「目的外使用の承認」という。)をする場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 身体障害者が住宅の一部を使用してあん摩、マッサージ若しくは指圧又ははり若しくはきゅうの営業を行う場合
- (2) 住宅としての機能を実質的に阻害せず、かつ、比較的短期間で住宅本来の使用形態に戻る場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、近隣の居住環境が著しく損なわれることがなく、かつ、当該県営住宅の管理上支障がないと認められる場合

- 2 目的外使用の承認を得ようとする者は、別記第 13 号様式による県営住宅目的外使用承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請があった場合において、目的外使用の承認をするときは別記第 14 号様式による県営住宅目的外使用承認書により、目的外使用の承認をしないときはその旨を書面により当該申請をした者に通知するものとする。

一部改正〔平成 24 年規則 35 号〕

(模様替え等の承認の申請等)

第 13 条 条例第 26 条第 1 項ただし書の県営住宅を模様替えし、又は増築することの承認(次項において「模様替え等の承認」という。)を得ようとする者は、別記第 15 号様式による県営住宅模様替え等承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、模様替え等の承認をするときは別記第 16 号様式による県営住宅模様替え等承認書により、模様替え等の承認をしないときはその旨を書面により当該申請をした者に通知するものとする。

一部改正〔平成 24 年規則 35 号〕

(同居の承認の申請等)

第 14 条 条例第 27 条の同居の承認(以下「同居の承認」という。)をする場合は、当該同居させようとする者が次の各号のいずれかに該当する者で、同居することが必要であると認められる場合とする。ただし、同居により当該入居者の収入が条例第 6 条第 1 号の金額を超えると見込まれるとき(入居者の介護その他特別の事情により同居させることが必要であると知事が認めるときを除く。)を除く。

- (1) 入居者の三親等以内の親族である者
- (2) 入居者の被扶養者である者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、特別の事情のある者

一部改正〔平成 24 年規則 35 号〕

- 2 同居の承認を得ようとする者は、別記第 17 号様式による県営住宅同居承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申請があった場合において、同居の承認をするときは別記第 18 号様式による県営住宅同居承認書により、同居の承認をしないときはその旨を書面により当該申請をした者に通知するものとする。

一部改正〔平成 24 年規則 35 号〕

(入居の承継の承認の申請等)

第 15 条 条例第 28 条の引き続き県営住宅に居住することの承認(次項において「入居の承継の承認」という。)を得ようとする者は、当該県営住宅の入居者が死亡し、又は退去した日から 30 日以内に別記第 19 号様式による県営住宅入居承継承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、当該県営住宅の管理上支障がないと認めるときは、入居の承継の承認をするものとし、入居の承継の承認をするときは別記第 20 号様式による県営住宅入居承継承認書により、入居の承継の承認をしないときはその旨を書面により当該申請をした者に通知するものとする。

3 県営住宅の入居者が同居の親族(同居の承認を得た者を含む。以下この項において同じ。)の扶養を受けることとなったときその他県営住宅の入居者について特別の事情が生じたときは、当該入居者の同居の親族は、知事の承認を得て、当該県営住宅の入居者の名義を変更することができる。

4 前項の県営住宅の入居者の名義を変更することの承認(次項において「名義変更の承認」という。)を得ようとする者は、別記第 21 号様式による県営住宅入居者名義変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

5 知事は、前項の規定による申請があった場合において、当該県営住宅の管理上必要があると認めるときは、名義変更の承認をするものとし、名義変更の承認をするときは別記第 22 号様式による県営住宅入居者名義変更承認書により、名義変更の承認をしないときはその旨を書面により当該申請をした者に通知するものとする。

一部改正〔平成 24 年規則 35 号〕

(収入超過者等に関する認定の手続等)

第 16 条 条例第 29 条第 1 項の規定による収入超過者としての認定(以下「収入超過者の認定」という。)の通知は、別記第 23 号様式による収入超過者認定通知書によりするものとする。

2 条例第 29 条第 3 項の規定に基づき収入超過者の認定に対して知事に意見を述べようとする者は、収入超過者の認定の通知のあった日から 30 日以内に別記第 24 号様式による収入超過者認定に対する意見申立書(次項において「意見申立書」という。)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、意見申立書が提出された場合において、当該認定を更正するときは別記第 11 号様式による家賃更正通知書により、更正しないときはその旨を書面により当該意見申立書を提出した者に通知するものとする。

一部改正〔平成 24 年規則 35 号〕

第 17 条 条例第 29 条第 2 項の規定による高額所得者としての認定(以下「高額所得者の認定」という。)の通知は、別記第 25 号様式による高額所得者認定通知書によりするものとする。

2 条例第 29 条第 3 項の規定に基づき高額所得者の認定に対して知事に意見を述べようとする者は、高額所得者の認定の通知のあった日から 30 日以内に別記第 26 号様式による高額所得者認定に対する意見申立書(次項において「意見申立書」という。)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、意見申立書が提出された場合において、当該認定を更正するときは別記第 11 号様式による家賃更正通知書により、更正しないときはその旨を書面により当該意見申立書を提出した者に通知するものとする。

第 18 条 収入超過者の認定及び高額所得者の認定に係る条例第 29 条第 1 項及び第 2 項に規定する入居の年数の判定の基準日は、毎年度 9 月 30 日とする。
(高額所得者に対する明渡し請求等の手続)

第 19 条 条例第 32 条第 1 項の規定による請求は、別記第 27 号様式による県営住宅明渡し請求書によりするものとする。

2 条例第 32 条第 4 項の規定による明渡しの期限の延期の申出は、別記第 28 号様式による県営住宅明渡し期限延期申出書によりしなければならない。

一部改正〔平成 24 年規則 35 号〕

(県営住宅建替事業による明渡し請求等の手続)

第 20 条 条例第 37 条第 1 項の規定に基づく請求は、別記第 29 号様式による県営住宅建替事業に係る県営住宅明渡し請求書によりするものとする。

2 条例第 38 条の入居の申出については、第 5 条第 1 項の規定を準用する。

一部改正〔平成 24 年規則 35 号〕

(明渡しの届出手続)

第 21 条 条例第 41 条第 1 項の規定による届出は、別記第 30 号様式による県営住宅明渡し届出書によりしなければならない。

一部改正〔平成 24 年規則 35 号〕

(明渡し請求の手続)

第 22 条 条例第 42 条第 1 項第 1 号から第 6 号までの規定に該当することによる同項の規定に基づく請求は、別記第 31 号様式による県営住宅明渡し請求書によりするものとする。

一部改正〔平成 19 年規則 148 号〕

2 条例第 42 条第 1 項第 7 号の規定に該当することによる同項の規定に基づく請求は、知事が別に定めるところによりするものとする。

一部改正〔平成 19 年規則 148 号・23 年 51 号〕

一部改正〔平成 19 年規則 148 号・23 年 51 号・24 年 35 号〕

(使用の許可の申請手続等)

第 23 条 条例第 44 条第 1 項に規定する書面は、別記第 32 号様式によるものとする。

一部改正〔平成 23 年規則 51 号〕

2 知事は、条例第 44 条第 1 項の規定による申請があつた場合において、使用の許可をするときは別記第 33 号様式による県営住宅使用許可書により、使用の許可をしないときは別記第 34 号様式による県営住宅使用不許可通知書により当該申請をした社会福祉法人等に通知するものとする。

一部改正〔平成 23 年規則 51 号・24 年 35 号〕

(使用料の額の算定)

第 24 条 条例第 45 条第 1 項の使用料の額は、公営住宅法施行令(昭和 26 年政令第 240 号)第 2 条第 2 項の表の上欄の 104,000 円以下の場合の項について同表の下欄に定める額に当該県営住宅に係る同条第 1 項各号の数値を乗じた額以内で知事が定める額とする。

一部改正〔平成 19 年規則 148 号・24 年 35 号〕

(申請内容の変更の届出手続)

第 25 条 条例第 48 条の規定による申請内容の変更の届出は、別記第 35 号様式による県営住宅使用変更届出書によりしなければならない。

一部改正〔平成 24 年規則 35 号〕

(使用の許可の取消しの通知)

第 26 条 知事は、条例第 49 条の規定に基づき使用の許可を取り消すときは、別記第 36 号様式による県営住宅使用許可取消し通知書により当該社会福祉法人等に通知するものとする。

一部改正〔平成 24 年規則 35 号〕

(共同施設駐車場の使用の許可の申請手続等)

第 27 条 条例第 55 条第 1 項の規定により共同施設駐車場の使用の許可の申請をしようとする者は、別記第 37 号様式による共同施設駐車場使用許可申請書を知事に提出しなければならない。

2 一の世帯は、当該世帯につき 1 台に限り、共同施設駐車場の使用の許可を申請することができる。ただし、知事が必要があると認めたときは、この限りでない。

一部改正〔平成 23 年規則 51 号〕

3 条例第 55 条第 2 項の規定による通知は、別記第 38 号様式による共同施設駐車場使用決定通知書によりするものとする。

追加〔平成 12 年規則 77 号〕、一部改正〔平成 23 年規則 51 号・24 年 35 号〕

(共同施設駐車場の使用者の決定方法)

第 28 条 条例第 56 条の規定による公正な方法は、公開抽選とする。

追加〔平成 12 年規則 77 号〕、一部改正〔平成 18 年規則 24 号〕
(共同施設駐車場の使用の手続)

第 29 条 条例第 57 条第 1 項第 1 号の規則で定める書類は、別記第 39 号様式による誓約書とする。

2 条例第 57 条第 3 項の規定に基づく共同施設駐車場の使用の許可の取消しは、別記第 40 号様式による共同施設駐車場使用許可取消し通知書によりするものとする。

3 条例第 57 条第 4 項の規定による通知は、別記第 41 号様式による共同施設駐車場使用開始日通知書によりするものとする。

4 条例第 57 条第 5 項の規定により共同施設駐車場の使用を開始した者は、当該使用を開始した日から 10 日以内に別記第 42 号様式による共同施設駐車場使用届出書を知事に提出しなければならない。

追加〔平成 12 年規則 77 号〕
(共同施設駐車場の使用料の額等)

第 30 条 条例第 58 条の近傍同種の駐車場の使用料の額は、別表第 3 に定める方法により算定した額(当該算定の過程における金額に 1 円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。)に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例(昭和 33 年高知県条例第 1 号)第 70 条の 4 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第 3 に定める方法により算定した額に加えて得た額(当該額に 100 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

一部改正〔平成 26 年規則 5 号〕

2 条例第 58 条の知事が定める使用料の額は、別表第 4 に定める額に消費税法第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第 70 条の 4 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第 4 に定める額に加えて得た額(当該額に 100 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

一部改正〔平成 23 年規則 51 号・26 年 5 号〕

追加〔平成 12 年規則 77 号〕、一部改正〔平成 23 年規則 51 号・24 年 35 号・26 年 5 号〕
(共同施設駐車場の使用料の額の改定の通知)

第 31 条 知事は、条例第 60 条の規定に基づき共同施設駐車場の使用料の額を改定したときは、別記第 43 号様式による共同施設駐車場の使用料の額の改定通知書により当該使用者に通知するものとする。

追加〔平成 12 年規則 77 号〕、一部改正〔平成 23 年規則 51 号〕

(共同施設駐車場の使用の許可の取消しの通知)

第 32 条 知事は、条例第 62 条第 1 項の規定に基づき共同施設駐車場の使用の許可を取り消すときは、別記第 44 号様式による共同施設駐車場使用許可取消し通知書により当該使用者に通知するものとする。

追加〔平成 12 年規則 77 号〕、一部改正〔平成 24 年規則 35 号〕

(共同施設駐車場の不使用の届出手続)

第 33 条 条例第 63 条において読み替えて準用する条例第 23 条の規定による不使用の届出は、当該共同施設駐車場を使用しなくなる日の 5 日前までに別記第 45 号様式による共同施設駐車場不使用届出書によりしなければならない。

追加〔平成 12 年規則 77 号〕、一部改正〔平成 23 年規則 51 号・24 年 35 号〕

(共同施設駐車場の明渡しの届出手続)

第 34 条 条例第 63 条において読み替えて準用する条例第 41 条第 1 項の規定による届出は、別記第 46 号様式による共同施設駐車場明渡し届出書によりしなければならない。

追加〔平成 12 年規則 77 号〕、一部改正〔平成 23 年規則 51 号・24 年 35 号〕

(指定管理者の指定の申請に必要な書類等)

第 35 条 条例第 65 条の規則で定める申請書は、別記第 47 号様式によるものとする。

2 条例第 65 条第 2 号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第 64 条各号に掲げる業務に係る収支予算書

一部改正〔平成 26 年規則 106 号〕

(2) 定款、規約その他これらに類する書類

一部改正〔平成 23 年規則 51 号〕

(3) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては当該団体の代表者の住民票の写し

一部改正〔平成 23 年規則 51 号〕

(4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

(5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

一部改正〔平成 23 年規則 51 号・26 年 106 号〕

3 条例第 66 条第 2 項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

追加〔平成 18 年規則 24 号〕、一部改正〔平成 23 年規則 51 号・26 年 106 号〕

(管理の特例)

第 36 条 法第 47 条第 1 項の規定に基づき県営住宅(条例第 2 条第 3 号に規定する従前居住者用住宅を除く。)及び共同施設(同条第 4 号に規定する従前居住者用

住宅に係る共同施設と同等であると認められる施設を除く。)の管理を市町村又は高知県住宅供給公社に行わせる場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用及び別記様式の字句については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項、第7条第3項及び第6項、第12条第2項及び第3項、第13条、第14条第2項、第15条、第27条第1項及び第2項、第29条第4項並びに第32条	知事	市町村の長又は高知県住宅供給公社の理事長
別記第1号様式	高知県知事	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)
	第8条第1項	第74条の規定により読み替えて適用する同条例第8条第1項
	、知事	、市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)
別記第2号様式	高知県知事	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)
	第8条第2項	第74条の規定により読み替えて適用する同条例第8条第2項
別記第3号様式、別記第18号様式、別記第20号様式、別記第22号様式及び別記第39号様式	高知県知事	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)
別記第4号様式	高知県知事	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)
	第7条第3項	第36条の規定により読み替えて適用する同規則第7条第3項
別記第5号様式	高知県知事	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)

	第 12 条第 4 項	第 74 条の規定により読み替えて適用する同条例第 12 条第 4 項
	高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第 12 条第 1 項の規定による誓約書	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)に対して、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第 74 条の規定により読み替えて適用する同条例第 12 条第 1 項の規定による誓約書
別記第 6 号様式	高知県知事	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)
	第 12 条第 5 項	第 74 条の規定により読み替えて適用する同条例第 12 条第 5 項
別記第 7 号様式	高知県知事	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)
	第 7 条第 6 項	第 36 条の規定により読み替えて適用する同規則第 7 条第 6 項
別記第 12 号様式	高知県知事	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)
	第 23 条	第 74 条の規定により読み替えて適用する同条例第 23 条
別記第 13 号様式及び別記第 14 号様式	高知県知事	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)
	第 25 条ただし書	第 74 条の規定により読み替えて適用する同条例第 25 条ただし書
別記第 15 号様式	高知県知事	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)
	第 26 条第 1 項ただし書	第 74 条の規定により読み替えて適用する同条例第 26 条第 1 項ただし書
	県から	市町村(高知県住宅供給公社)から
	県に	市町村(高知県住宅供給公社)に

	その他知事	その他市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)
別記第 16 号様式	高知県知事	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)
	第 26 条第 1 項ただし書	第 74 条の規定により読み替えて適用する同条例第 26 条第 1 項ただし書
別記第 17 号様式	高知県知事	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)
	第 27 条	第 74 条の規定により読み替えて適用する同条例第 27 条
別記第 19 号様式	高知県知事	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)
	第 28 条	第 74 条の規定により読み替えて適用する同条例第 28 条
別記第 21 号様式	高知県知事	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)
	第 15 条第 3 項	第 36 条の規定により読み替えて適用する同規則第 15 条第 3 項
別記第 27 号様式	高知県知事	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)
	第 32 条第 1 項	第 74 条の規定により読み替えて適用する同条例第 32 条第 1 項
別記第 28 号様式	高知県知事	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)
	第 32 条第 4 項	第 74 条の規定により読み替えて適用する同条例第 32 条第 4 項
別記第 30 号様式	高知県知事	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)
	第 41 条第 1 項	第 74 条の規定により読み替えて適用する同条例第 41 条第 1 項

別記第 31 号様式	高知県知事	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)
	第 42 条第 1 項	第 74 条の規定により読み替えて適用する同条例第 42 条第 1 項
	同条第 3 項又は第 4 項	知事が同条第 3 項又は第 4 項
	徴収する金銭の額	知事が徴収する金銭の額
	管轄裁判所	知事が管轄裁判所
別記第 37 号様式	高知県知事	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)
	第 55 条第 1 項	第 74 条の規定により読み替えて適用する同条例第 55 条第 1 項
	所管課受付	市町村(高知県住宅供給公社)の所管課受付
別記第 38 号様式	高知県知事	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)
	第 55 条第 2 項	第 74 条の規定により読み替えて適用する同条例第 55 条第 2 項
別記第 40 号様式	高知県知事	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)
	第 57 条第 3 項	第 74 条の規定により読み替えて適用する同条例第 57 条第 3 項
	高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第 57 条第 1 項の規定による書類(誓約書)	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)に対して、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第 57 条第 1 項の規定による書類(誓約書)
別記第 41 号様式	高知県知事	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)
	第 57 条第 4 項	第 74 条の規定により読み替えて

		適用する同条例第 57 条第 4 項
別記第 42 号様式	高知県知事	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)
	第 29 条第 4 項	第 36 条の規定により読み替えて適用する同規則第 29 条第 4 項
別記第 44 号様式	高知県知事	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)
	第 62 条第 1 項	第 74 条の規定により読み替えて適用する同条例第 62 条第 1 項
別記第 45 号様式	高知県知事	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)
	第 63 条において読み替えて適用する同条例第 23 条	第 63 条において読み替えて適用する同条例第 74 条の規定により読み替えて適用する同条例第 23 条
別記第 46 号様式	高知県知事	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)
	第 63 条において読み替えて適用する同条例第 41 条第 1 項	第 63 条において読み替えて適用する同条例第 74 条の規定により読み替えて適用する同条例第 41 条第 1 項
別記第 48 号様式	第 76 条第 1 項	第 74 条の規定により読み替えて適用する同条例第 76 条第 1 項
	高知県知事	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)

一部改正〔平成 19 年規則 148 号・24 年 35 号〕

一部改正〔平成 26 年規則 106 号〕

追加〔平成 18 年規則 24 号〕、一部改正〔平成 19 年規則 148 号・24 年 35 号・26 年 106 号〕

(県営住宅管理人の手当)

第 37 条 知事は、県営住宅管理人に対し、手当を支給するものとする。

2 前項の手当の額は、予算の範囲内で知事が別に定める。

一部改正〔平成 12 年規則 77 号〕

(立入検査証書)

第 38 条 条例第 76 条第 3 項に規定する身分を示す証明書は、別記第 48 号様式によるものとする。

一部改正〔平成 12 年規則 77 号・18 年 24 号・23 年 51 号〕

(雑則)

第 39 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者若しくは市町村の長若しくは高知県住宅供給公社の理事長が知事の承認を得て定める。

一部改正〔平成 12 年規則 77 号・18 年 24 号・23 年 51 号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。
(県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止)
- 2 県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和 48 年高知県規則第 82 号。次項において「旧規則」という。)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 条例附則第 3 項の県営住宅又は共同施設については、平成 10 年 3 月 31 日までの間は、旧規則の規定(第 17 条の規定を除く。)は、なおその効力を有する。

附 則(平成 10 年 3 月 13 日規則第 13 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 4 月 17 日規則第 70 号)

この規則は、平成 10 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 28 日規則第 77 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成 13 年 9 月 18 日規則第 141 号)

この規則は、平成 13 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 12 月 25 日規則第 177 号)

この規則は、平成 14 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 12 月 25 日規則第 179 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 2 月 1 日規則第 4 号)

この規則は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 6 月 14 日規則第 61 号)

この規則は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 7 月 19 日規則第 73 号)

この規則は、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 9 月 27 日規則第 91 号)

この規則は、平成 14 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 1 月 17 日規則第 1 号)

この規則は、平成 15 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 7 日規則第 10 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 4 月 1 日規則第 43 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 6 月 13 日規則第 83 号)

この規則は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 1 月 16 日規則第 3 号)

この規則は、平成 16 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 7 月 6 日規則第 84 号)

この規則は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 8 月 10 日規則第 91 号)

この規則は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 9 月 7 日規則第 94 号)

この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 10 月 1 日規則第 100 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 18 日規則第 35 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 10 日から施行する。

附 則(平成 17 年 10 月 21 日規則第 145 号)

この規則は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 11 月 11 日規則第 155 号)

この規則中別表第 1 の 1 県営住宅(従前居住者用住宅を除く。)の表土佐山田の項の改正規定、同表別所山の改正規定、同表鏡野の項の改正規定、同表赤岡の項の改正規定、同表吉川の項の改正規定、同表赤岡東の項の改正規定及び同

表吉川西の項の改正規定は平成 18 年 3 月 1 日から、その他の改正規定は同月 20 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 17 日規則第 24 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別記第 1 号様式は、この規則による改正後の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成 18 年 9 月 26 日規則第 110 号)

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 11 月 17 日規則第 125 号)

この規則は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 8 月 21 日規則第 91 号)

この規則は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 28 日規則第 148 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 6 日規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、平成 21 年 7 月以降における県営住宅の毎月の家賃について適用する。

附 則(平成 23 年 8 月 23 日規則第 51 号)

この規則は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 35 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成 26 年 3 月 7 日規則第 5 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により納付すべき共同施設駐車場の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 10 月 21 日規則第 106 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 5 月 15 日規則第 44 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により納付すべき共同施設駐車場の使用料については、なお従前の例による。

別表第 1(第 3 条関係)

1 県営住宅(従前居住者用住宅を除く。)

団地名	位置
鏡水	高知市上町四丁目
大津	高知市大津
若草町	高知市若草町
若草南	高知市若草南町
介良	高知市介良
船岡	高知市神田
小高坂三の丸	高知市平和町
宇治	吾川郡いの町
長浜馬場の西	高知市長浜
柳ノ内	室戸市室津
行当	室戸市元
土佐山田	香美市土佐山田町
鏡川	高知市鴨部一丁目
潮江	高知市小石木町
船岡南	高知市神田
桜ヶ丘	安芸市桜ヶ丘町

沖田	高知市朝倉
別所山	香南市赤岡町
日高	高岡郡日高村
元	室戸市元
十津南	高知市十津五丁目
春野	高知市春野町内ノ谷
天神南	安芸郡奈半利町
鏡野	香美市土佐山田町神母ノ木
窪川	高岡郡四万十町
奈半利	安芸郡奈半利町
佐喜浜	室戸市佐喜浜町
蒲原	南国市岡豊町蒲原
赤岡	香南市赤岡町
安芸東	安芸市川北
野根	安芸郡東洋町
横浜	高知市横浜新町二丁目
田野	安芸郡田野町
南国	南国市小籠二丁目
中村	四万十市中村丸の内
桜川	須崎市押岡
吉川	香南市吉川町吉原
土佐	土佐市蓮池
清水	土佐清水市幸町
赤岡東	香南市赤岡町
十市	南国市緑ヶ丘一丁目
佐川	高岡郡佐川町
日高東	高岡郡日高村
宿毛	宿毛市平田町

宝永	安芸市宝永町
中村北	四万十市安並
鴨部	高知市鴨部二丁目
奈半利東	安芸郡奈半利町
佐賀	幡多郡黒潮町
本山	長岡郡本山町
横浜第二	高知市横浜新町一丁目
田野西	安芸郡田野町
土佐南	土佐市蓮池
吉川西	香南市吉川町吉原
羽根	室戸市羽根町
野根第二	安芸郡東洋町
大方	幡多郡黒潮町
菜生	室戸市室戸岬町
竹島	高知市南竹島町
朝倉	高知市朝倉本町一丁目
羽根第二	室戸市羽根町

一部改正〔平成19年規則91号〕

2 従前居住者用住宅

団地名	位置
八反町	高知市八反町二丁目

一部改正〔平成10年規則13号・70号・13年179号・16年3号・94号・100号・17年35号・155号・19年91号〕

別表第2(第8条関係)

条例第13条第2項の規則で定める数値(以下「利便性係数」という。)の算定方式

算式

$$1 - (R1 + R2 + R3)$$

算式の符号

R 1 同一市町村内の立地条件に係る調整係数(次の算式により算定した数値とし、小数点以下第 4 位未満の端数を生じたときは、当該端数を切り上げるものとする。)

算式

$$R 1 = 1 - 0.1 - \left(\frac{1}{10 - \frac{20}{3} \times \frac{L N}{L H}} + 0.6 \right)$$

算式の符号

L N 当該県営住宅が所在する土地の近傍の住宅地の 1 平方メートル当たりの固定資産税の評価額

L H 当該県営住宅が所在する市町村の住宅地の最上位の 1 平方メートル当たりの固定資産税の評価額

R 2 設備条件に係る調整係数(次の表に掲げる評価項目を評価し、その評価内容に応じた評価点数について、次の算式により算定した数値とする。)

算式

$$R 2 = \frac{\text{評価点数の合計点数}}{\text{評価項目の数 (「エレベーター及び居室の階数」に1目の数は、2とする。)}}$$

評価項目	評価内容	評価点数
3 点給湯	3 点給湯である	0

	3点給湯でない	1
浴槽・風呂釜	ともにある	0
	どちらかがある	0 ・ 5
	ともにない	1
便所	水洗・下水道である	0
	水洗・浄化槽である	0 ・ 5
	水洗でない(くみ取り)	1
エレベーター及び居室の階数	エレベーターがあるか、又は1階から3階までのいずれかの階である	0
	エレベーターがなく、かつ、4階以上の階である	2

R3 市町村合併に伴う市町村立地係数(公営住宅法施行令第2条第1項第1号に規定する数値をいう。以下同じ。)の変更による家賃の上昇分を相殺するための利便性係数の減少調整に係る係数(次の算式により算定した数値とし、小数点以下第4位未満の端数を生じたときは、当該端数を切り上げるものとする。)

算式

$$R3 = 1 - (R1 + R2) - (1 - (\alpha \times R1 + R2)) \times -$$

算式の符号

$$\alpha = \frac{\text{当該県営住宅が所在していた市町村合併前の市町村に係る併直前のR 1}}{\text{当該県営住宅が所在していた市町村合併前の市町村に係る併直後のR 1}}$$

A 当該県営住宅が所在していた市町村合併前の市町村の市町村立地係数

B 当該県営住宅が所在する市町村の市町村立地係数

全部改正〔平成 21 年規則 5 号〕、一部改正〔平成 24 年規則 35 号〕

別表第 2 の 2(第 8 条関係)

条例第 13 条第 4 項の家賃限度額の算定方式

家賃限度額＝(工事費償還額＋修繕費＋管理事務費＋損害保険料＋地代に相当する額)÷12 月

(家賃限度額に 100 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)

算定方式中の用語の説明

工事費償還額 従前居住者用住宅の工事費のうち国の補助額を除く額を期間 70 年利率年 6 パーセントで毎年元利均等に償還するものとして算出した額

修繕費 従前居住者用住宅の工事費の額×0.012

管理事務費 従前居住者用住宅の工事費の額×0.0015

損害保険料 従前居住者用住宅の工事費の額×0.00017

地代に相当する額 土地取得造成費×0.06－土地取得造成費の国の補助額×0.06

追加〔平成 13 年規則 179 号〕

別表第 3(第 30 条関係)

条例第 58 条の近傍同種の駐車場の使用料の算定方式

近傍同種の駐車場の使用料＝(工事部分の基礎価格×1 年当たりの利回り＋土地部分の基礎価格×1 年当たりの利回り＋償却額＋修繕費＋管理事務費＋公課＋空き駐車場等引当金)÷12 月

算定方式中の用語の説明

工事部分の基礎価格 共同施設駐車場の整備に要した費用－(共同施設駐車場の整備に要した費用×0.9/30 年(耐用年数))

土地部分の基礎価格 近傍同種の駐車場の土地の固定資産税評価額(円/㎡)
 ×1 台当たりの敷地面積

1 年当たりの利回り 建築部分年 3 パーセント

土地部分年 2 パーセント

償却額 (共同施設駐車場の整備に要した費用－共同施設駐車場の整備に要した費用×0.1(残存価格))/30 年(耐用年数)

修繕費 共同施設駐車場の整備に要した費用×0.022

管理事務費 共同施設駐車場の整備に要した費用×0.0031

公課 近傍同種の駐車場の土地の固定資産税評価額(円/㎡)×1 台当たりの敷地面積×1/6×各団地の所在する市町村の固定資産税率

空き駐車場等引当金 (工事部分の基礎価格×1 年当たりの利回り+土地部分の基礎価格×1 年当たりの利回り+償却額+修繕費+管理事務費+公課)×2/100

追加〔平成 12 年規則 77 号〕、一部改正〔平成 26 年規則 5 号〕

別表第 4(第 30 条関係)

団地名	駐車場番号	使用料
鏡水	15	2,903 円
	上記の番号以外の番号	3,341 円
大津	全ての番号	2,000 円
若草町	全ての番号	2,000 円
若草南	18、19、38、44、66、74 及び 86 から 88 まで	1,715 円
	上記の番号以外の番号	2,000 円
介良	全ての番号	2,191 円
船岡	311 から 383 まで	1,715 円

	384 から 438 まで	2,000 円
	439 から 441 まで	1,810 円
	上記の番号以外の番号	2,286 円
宇治	全ての番号	953 円
土佐山 田	全ての番号	953 円
鏡川	32 及び 34	2,381 円
	33	2,000 円
	上記の番号以外の番号	2,858 円
潮江	全ての番号	1,620 円
船岡南	1、4 から 11 まで、15、30 から 34 まで、39 及び 40	1,524 円
	12 から 14 まで	1,429 円
	41 から 43 まで	1,334 円
	44	1,239 円
	上記の番号以外の番号	1,620 円
沖田	全ての番号	1,620 円
別所山	1、5 及び 25	953 円
	上記の番号以外の番号	1,048

		円
日高	全ての番号	667 円
元	全ての番号	762 円
十津南	全ての番号	1,620 円
春野	全ての番号	572 円
天神南	全ての番号	858 円
窪川	全ての番号	858 円
奈半利	全ての番号	858 円
佐喜浜	全ての番号	953 円
蒲原	96 及び 97	858 円
	上記の番号以外の番号	953 円
赤岡	全ての番号	762 円
安芸東	全ての番号	1,143 円
野根	全ての番号	572 円
横浜	20、43、44、84、160、261、262、278 から 281 まで、296、297 及び 329	1,524 円
	上記の番号以外の番号	1,905 円
南国	全ての番号	1,048 円
中村	全ての番号	1,239 円
桜川	全ての番号	953 円
吉川	全ての番号	667 円
土佐	全ての番号	1,143 円
清水	全ての番号	953 円

赤岡東	全ての番号	1,048 円
十市	1 から 14 まで	1,239 円
	上記の番号以外の番号	1,429 円
佐川	全ての番号	858 円
日高東	全ての番号	477 円
宿毛	全ての番号	953 円
宝永	全ての番号	1,143 円
中村北	全ての番号	667 円
鴨部	1 から 20 まで	2,191 円
	37、83 及び 103	1,905 円
	上記の番号以外の番号	2,286 円
奈半利 東	全ての番号	858 円
佐賀	全ての番号	667 円
本山	全ての番号	477 円
横浜第 二	S1-201、S1-304 及び N-908	1,524 円
	上記の番号以外の番号	1,810 円
田野西	全ての番号	572 円
土佐南	全ての番号	1,048 円
吉川西	全ての番号	667 円

羽根	全ての番号	858 円
野根第二	全ての番号	572 円
大方	全ての番号	477 円
菜生	全ての番号	1,048 円
竹島	全ての番号	2,381 円
朝倉	9 から 15 まで	1,715 円
	上記の番号以外の番号	2,000 円
羽根第二	全ての番号	667 円
八反町	17 から 19 まで	2,572 円
	20 から 25 まで及び 38 から 45 まで	3,429 円
	上記の番号以外の番号	3,620 円

全部改正〔平成13年規則141号・26年5号〕、一部改正〔平成13年規則第177号・14年4号・61号・73号・91号・15年1号・10号・83号・16年3号・84号・91号・94号・17年145号・18年110号・125号・23年51号・24年35号・27年44号〕